

第7回孤独・孤立対策推進会議 説明資料

令和5年6月20日

内閣官房孤独・孤立対策担当室

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

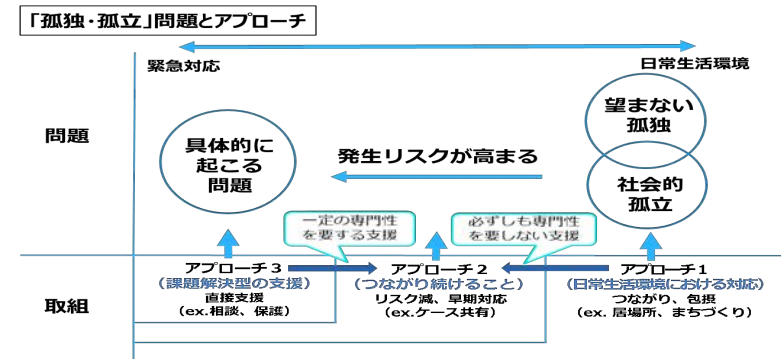
孤独・孤立対策

<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応**（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場に立って、施策を推進**
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり、人と人との「つながり」を実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> →**具体的施策は重点計画に記載**

- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする**
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる**
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。
毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ **孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う**

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

【令和５年４月19日 衆議院 内閣委員会 自民）鈴木貴子議員】

（小倉大臣） 法案の基本理念でも定めておりますとおり、孤独、孤立の問題は人生のあらゆる段階で何人にも生じ得るものであり、孤独、孤立の問題が社会全体の課題であるとの認識の下で、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要と考えております。

このような基本理念の下で、今後の孤独・孤立対策においては、委員が御指摘をされましたとおり、既存のあらゆる制度、施策に孤独・孤立対策の視点を入れて取組を進めることが重要と考えております。

実際に、昨年九月に開催をした、私が議長を務めます孤独・孤立対策推進会議におきましても、私から各府省庁に対して、孤独・孤立対策の視点を入れて、各種施策の充実強化により一層取り組んでいただくようお願いをしたところであります。

今回の法律の施行後におきましても、内閣府の企画立案及び総合調整機能を発揮することで、孤独・孤立対策の視点を組み入れた施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

【令和５年４月21日 衆議院 内閣委員会 立憲）太栄志議員】

（小倉大臣） 先ほども申し上げたように、EBPMの推進、それ自体は、孤独・孤立対策においても大事にしなければいけない、そういう視点だと思っております。

実際に、既に、令和四年に行いました実態把握に関する全国調査によりますれば、孤独感に関する直接質問への回答について、年齢階級別に見ますと、孤独感がしばしば、常にあると回答した人の割合が三十歳代や二十歳代の若い世代で高く、次いで五十歳代や四十歳代の中高年でも孤独感が高い人が一定程度いることがうかがえ、とりわけ男性では、三十代のみならず五十代でも高いことなどが明らかになってきております。

こうした実態調査結果を踏まえて、例えば、ゲートキーパーの養成等の充実といった、若い世代を含む身近な相手と相談できるような取組の推進など、関係府省の施策を含め、孤独・孤立対策の施策を総合的に実施をしているところであります。

また、より学術的などという意味では、JSTの社会技術研究開発センターにおきまして、社会的孤立、孤独に至る要因やメカニズムの分析を踏まえた予防の観点からの社会的仕組みの創出に資する研究開発が開始をされております。内閣官房といたしましても、この研究に関するJSTとの情報交換を行っているところであります。

重点計画の基本方針にも記載のとおり、孤独、孤立に関する実態把握と併せて、孤独、孤立に関連するデータや学術研究の蓄積、整備の推進に努め、これらを基に孤独・孤立対策における各種施策を効果的に推進をしていきたい、このように考えております。

【令和５年５月２５日 参議院 内閣委員会 自民）上月良祐議員】

（小倉大臣） 孤独・孤立対策においては、孤独、孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防に取り組みますことや、当事者等への支援に当たっては、当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人とのつながりを実感できることが重要だと私どもも考えております。

それとともに、これも委員から御指摘ありましたスティグマの話ではありますが、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果によると、孤独感があり支援が必要と思っても実際には支援が届いていない方が相応いることが示唆をされております。

その理由からは、第一に、支援を受けることを無理に我慢したり恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識すること、いわゆるスティグマがないようにするための環境づくりですとか、第二に、支援の受け方の分かりやすさ、手続の煩雑さの解消や軽減が求められていると考えられております。

そのため、当事者等が相談や支援につながる接点や場所を地域で増やしていくことや相談や支援を利用しやすい環境づくりが重要と考えており、具体的には、当事者等が支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気付きや対処をできるようにするための情報発信、広報、普及啓発等の環境整備を推進をする、孤独・孤立対策に関する支援制度や相談先を一元化をして、情報発信するウェブサイトを作成し、チャットボットにより悩みに応じた支援制度や相談先を案内をする、孤独、孤立の問題を抱える当事者等にとって日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりを推進するといった取組を進めることとしております。

孤独・孤立対策においては、いわゆる課題解決型の支援とともに、委員御指摘の予防の観点からの取組についても関係省庁との連携や官民連携の下でしっかりと取り組んでまいります。

孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決議 （令和5年4月26日 衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすること。
- 二 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
- 三 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
- 四 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行うこと。

孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決議 （令和5年5月30日 参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること。
- 二 NPO等の活動をきめ細かく支援する観点から、NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、複数年契約の活用等によるNPO等の安定的な活動を実現するため、十分な環境整備を行うこと。
- 三 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
- 四 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
- 五 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行い、その施策が円滑に実施されるよう、ガイドラインの作成等により、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。
- 六 孤独・孤立対策重点計画に定める各施策の評価及び検証を適切に実施するとともに、それを踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について適宜見直しを行うこと。

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策推進法¹¹⁵に基づき、国・地方の孤独・孤立対策を強化する。特に、孤独・孤立対策推進本部など安定的・継続的な実施体制の整備、国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を促進する。また、孤独・孤立に関する普及啓発活動の集中実施やサポーター養成の仕組みの創設、民生委員・児童委員活動の推進など支援を求める声を上げやすく声を掛けやすい環境づくりを進め、孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動について、複数年契約の普及促進等による継続的な支援及び支援者支援など新たな支援策の具体化に取り組む。実態調査結果等を踏まえ、全省庁で孤独・孤立対策の視点を入れて施策を推進する。日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方¹¹⁶の活用、ひきこもり支援、新大綱¹¹⁷に基づく自殺総合対策¹¹⁶など重点計画¹¹⁷の施策を着実に推進する。

¹¹⁵ 令和5年法律第45号。2024年4月1日施行。

¹¹⁶ 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）。

¹¹⁷ 「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援（令和5年度予算・令和4年度第2次補正予算）

孤独・孤立対策の取組モデルの構築【内閣官房】

- ・ NPO等が主体となった孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する取組モデルや中間支援組織を通じた孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援モデルの構築を新たに実施。
 - 地域における孤独・孤立対策実証調査 1億円(R4補正)
 - 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査 1億円(R5)

こどもの居場所づくり【こども家庭庁】

- ・ NPO等が行うこどもの居場所づくりに係る地方公共団体による支援について、食事、食材等の提供を行う支援を強化するため補助上限を引上げ。
 - 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域子供の未来応援交付金) 20億円(R4補正)
- ・ NPO等が行う居場所づくり等への効果的な支援方法等を検討するためのモデル事業を創設。
 - NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業 2億円(R4補正)

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・ 地方自治体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業等への支援。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げ、男女共同参画社会を実現するため、男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性相談支援」を新規メニューとして追加。
 - 地域女性活躍推進交付金
 - ✓ 寄り添い支援型プラス、つながりサポート型、男性相談支援型 3億円(R4補正)
 - 1億円(R5)

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

- ・ 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。
 - 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5億円(R4補正)
- ・ NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を継続。
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 10億円(R4補正)
 - 地域自殺対策強化交付金 3億円(R5)

フードバンク支援・食育の推進【農林水産省】

- ・ こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの食品受入れ・提供の拡大や、食品供給元の確保等の課題を解決するための専門家を派遣する支援の予算を拡充。
 - 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業 3億円(R4補正)
 - 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援 1億円(R5)
- ・ こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組の支援を強化。
 - 消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」 5億円(R4補正)

住まいの支援【国土交通省】

- ・ NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。
 - 居住支援協議会等活動支援事業 2億円(R4補正)
11億円(R5)

(参考)

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される
新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
- ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の
下で、施策を推進
※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が
G7の中で下位グループに位置している
- ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が
関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

②人材育成等の支援

- ・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

- ・日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

②アウトリーチ型支援体制の構築

- ・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④地域における包括的支援体制の推進

- ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
- 関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
- 特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

Ⅱ 具体的施策

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・27
- ・こども・若者の行動・意識に関する実態の把握【内閣府】・・・・・・・・・・・・・28
- ・在外邦人の実態把握【外務省】・・・・・・・・・・・・・29
- ・在留外国人に対する基礎調査【法務省】・・・・・・・・・・・・・30
- ・関係者ヒアリングの実施【法務省】・・・・・・・・・・・・・31
- ・社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築【文部科学省】・32

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・33
- ・ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省】・・・・・・・・・・・・・34
- ・統一的な相談窓口体制の推進【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・35
- ・支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・36
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】・・・・・・・・・・・・・37
- ・在留外国人に対する情報提供等【法務省】・・・・・・・・・・・・・39

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】（前出（１）②：P.33）
- ・ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省】（前出（１）②：P.34）
- ・支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】（前出（１）②：P.36）
- ・声を上げやすい・声をかけやすい環境整備【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・40
- ・児童生徒の自殺予防【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・41
- ・人権相談（子どもの人権 SOS ミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策）【法務省】・・・・・・・・・・・・・42
- ・人権啓発活動の充実【法務省】・・・・・・・・・・・・・43
- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・44

- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】・・・・・・・・45
- ・医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】・・・・・・・・・・・・・46
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置等【法務省】・・・・・・・・・・47
- ・困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】・・・・・・・・48
- ・個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・49

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等）

- ・統一的な相談窓口体制の推進【内閣官房】（前出（１）②：P.35）
- ・ひとり親家庭への支援【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・50
- ・児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・52
- ・児童生徒の自殺予防【文部科学省】（前出（１）③：P.41）
- ・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・53
- ・人権相談（子どもの人権 SOS ミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策）【法務省】（前出（１）③：P.42）
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【厚生労働省】・・・・・・・・・・54
- ・無戸籍者問題解消事業【法務省】・・・・・・・・・・・・・55
- ・学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・57
- ・フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業【厚生労働省】・・・・・・・・58
- ・求職者への就職支援の充実【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・59
- ・障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・61
- ・行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】・・・・63
- ・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・64
- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】（前出（１）③：P.44）
- ・国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・65
- ・防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】・・・・66
- ・こころの健康相談室の運営【人事院】・・・・・・・・・・・・・68
- ・地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】・・・・・・・・・・・・・69
- ・DV被害者等支援【内閣府】・・・・・・・・・・・・・70
- ・性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】・・・・・・・・・・・・・71
- ・犯罪被害者等支援の推進【警察庁】・・・・・・・・・・・・・73
- ・インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実【総務省】・・・・・・・・74
- ・外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】・・・・75

・FRESQヘルプデスクの運用【法務省】	76
----------------------	----

②人材育成等の支援

・児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】 （前出（２）①：P.52）	
・児童生徒の自殺予防【文部科学省】（前出（１）③：P.41）	
・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】（前出（２）①：P.53）	
・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】（前出（２）①：P.64）	
・精神疾患の予防や早期介入の促進【厚生労働省】	77
・防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】 （前出（２）①：P.66）	
・防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】	78
・生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】	79
・重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】	80
・社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】	81
・ひきこもり地域支援センター職員に対する研修の実施【厚生労働省】	82
・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供 支援【厚生労働省】	83

③関連施策の推進

・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【内閣府】	84
・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【厚生労働省】 （前出（２）①：P.54）	
・男性の育児休業取得促進【厚生労働省】	85
・求職者への就職支援の充実【厚生労働省】（前出（２）①：P.59）	
・職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】	86
・事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】	87
・職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築 【経済産業省】	88

（３）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域 づくりを行う

①居場所の確保

・地域における孤独・孤立対策のモデル構築【内閣官房】	89
----------------------------	----

・こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【内閣官房、厚生労働省】	90
・こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援 【内閣府、厚生労働省】	91
・こどもの多様な才能を開花させる「サード・プレイス」の拡充 【経済産業省】	92
・社会的養護における自立支援の充実【厚生労働省】	93
・ひとり親家庭への支援【厚生労働省】（前出（２）①：P.50）	
・地域における子育て世帯への支援【厚生労働省】	94
・生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援 【厚生労働省】	95
・フードバンク活動の推進【農林水産省】	96
・国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供 【消費者庁、農林水産省】	97
・政府備蓄米の無償交付【農林水産省】	98
・地域での食育の推進【農林水産省】	99
・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】（前出（２）①：P.53）	
・高齢者の通いの場の継続・再開【厚生労働省】	100
・家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】	101
・認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】	102
・農福連携の推進【農林水産省】	103
・全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房】	104
・地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置 【総務省】	105
・スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実【文部科学省】	106
・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】	107
・孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境 における交流創出に対する支援【国土交通省】	108
・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】	109
・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】	110
・DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】	111
・被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】	112
・非行少年を生まない社会づくり【警察庁】	113
・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】	114
・刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】	116

- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】
（前出（1）③：P.45）
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
（前出（1）②：P.37）

②アウトリーチ型支援体制の構築

- ・孤独・孤立の実態把握【内閣官房】（前出（1）①：P.27）
- ・こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【デジタル庁、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省】・・・117
- ・地域における家庭教育支援【文部科学省】・・・118
- ・地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進【厚生労働省】・・・119
- ・地域におけるこども・若者の育成支援【内閣府】・・・120
- ・地域包括支援センターの運営【厚生労働省】・・・122
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】・・・123
- ・地域おこし協力隊の強化【総務省】・・・124
- ・関係人口の創出・拡大【総務省】・・・125
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】（前出（3）①：P.105）
- ・集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】・・・126
- ・集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】・・・127
- ・原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】・・・128
- ・デジタル推進委員の取組の推進【デジタル庁】・・・129
- ・高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】・・・130
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】
（前出（3）①：P.107）
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】・・・131
- ・困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】・・・132
- ・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.109）
- ・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.110）
- ・被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】（前出（3）①：P.112）
- ・災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】・・・133
- ・被災者の生きがいがいづくりに資する活動支援【復興庁】・・・134

- ・犯罪被害者等支援の推進【警察庁】（前出（2）①：P.73）
- ・高齢者、障害者や孤独・孤立した消費者等の見守り活動等の推進の充実【消費者庁】・・・135

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】・・・136
- ・博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】・・・137
- ・「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】・・・138

④地域における包括的支援体制の推進

- ・地域におけるこどもの見守り体制の強化【厚生労働省】・・・139
- ・児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【厚生労働省】・・・140
- ・フードドライブの推進【環境省】・・・141
- ・中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】・・・142
- ・学校卒業後における障害者の学びの推進【文部科学省】・・・143
- ・地域におけるこども・若者の育成支援【内閣府】（前出（3）②：P.120）
- ・ヤングケアラーの支援に関する取組【厚生労働省】・・・144
- ・地域包括支援センターの運営【厚生労働省】（前出（3）②：P.122）
- ・地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】・・・146
- ・障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】（前出（2）①：P.61）
- ・成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進【厚生労働省】・・・147
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】（前出（2）②：P.81）
- ・民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省】・・・148
- ・社会福祉協議会への支援【厚生労働省】・・・149
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】
（前出（3）①：P.107）
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】
（前出（3）②：P.131）
- ・生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】・・・150
- ・生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】・・・151
- ・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.109）
- ・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.110）
- ・困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】・・・152
- ・地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】・・・153

- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域相談活動【法務省】・・・154
- ・高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】・・・155
- ・医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】（前出（１）③：P.46）
- ・高齢者、障害者や孤独・孤立した消費者等の見守り活動等の推進の充実【消費者庁】（前出（３）②：P.135）
- ・孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】・・・156
- ・外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】・・・157

⑤関連施策の推進

- ・良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】・・・159
- ・職業訓練等の活用促進【厚生労働省】・・・160
- ・難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進・・・161
 - ・補装具費支給制度【厚生労働省】
 - ・補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】
 - ・適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】
- ・障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】・・・162
- ・単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】・・・163
- ・摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】・・・164
- ・睡眠預金等活用制度の活用【内閣府】・・・165
- ・離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】・・・166

（４）孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

- ・地域における孤独・孤立対策のモデル構築【内閣官房】（前出（３）①：P.89）
- ・こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【内閣官房、厚生労働省】（前出（３）①：P.90）
- ・こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【内閣府、厚生労働省】（前出（３）①：P.91）
- ・社会的養護における自立支援の充実【厚生労働省】（前出（３）①：P.93）
- ・フードバンク活動の推進【農林水産省】（前出（３）①：P.96）
- ・地域での食育の推進【農林水産省】（前出（３）①：P.99）

- ・労働者協同組合の設立の支援【厚生労働省】・・・167
- ・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】（前出（２）①：P.64）
- ・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】・・・168
- ・孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】・・・169
- ・困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】・・・170
- ・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】（前出（３）①：P.114）
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】（前出（１）②：P.37）
- ・孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】（前出（３）④：P.156）

②NPO 等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営【内閣官房】・・・171
- ・地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】・・・172

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

- ・地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】（前出（４）②③：P.172）

⑤関連施策の推進

- ・就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】・・・173

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年）

調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・ 令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、令和4年4月に公表
 - ・ 今回は2回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和4年12月1日（調査への回答期限：令和5年1月18日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全29問）
回答数	調査書類の配布数：20000件 有効回答数：11218件（有効回答率56.1%）
結果公表	令和5年3月31日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html）及び政府統計ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載

孤独の把握方法、孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用。**

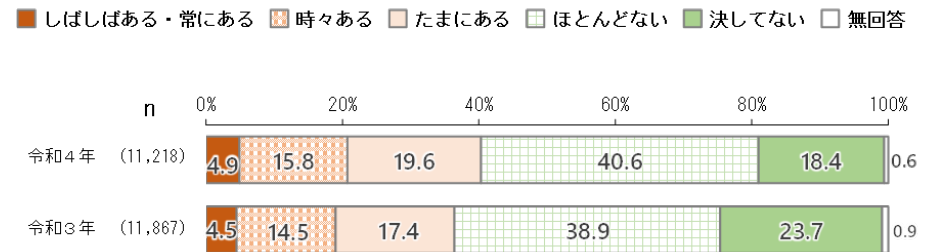
①直接質問

- 直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%であった。**一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%であった。
 - 令和3年調査と比較すると、孤独感が「時々ある」、「たまにある」及び「ほとんどない」の割合が拡大し、「決してない」の割合が縮小※。
- (以上、図1)

【図1】孤独の状況（直接質問）－令和4年、令和3年

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



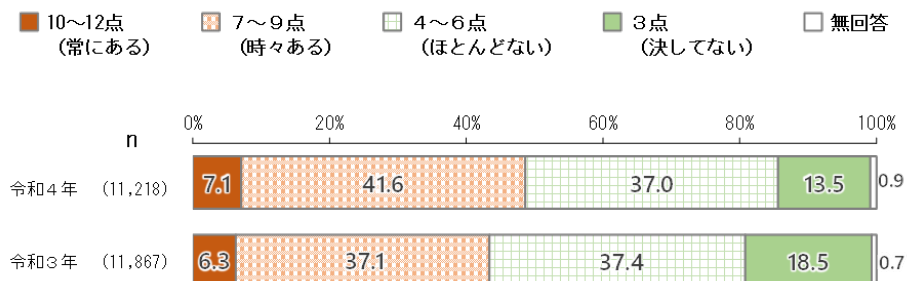
②間接質問

- 孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独感尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア(本調査では最低点3点～最高点12点)が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が7.1%、「7～9点」の人が41.6%であった。**一方で「4～6点」の人が37.0%、「3点」の人が13.5%であった。
- 令和3年調査と比較すると、合計スコアが「10～12点」及び「7～9点」の割合が拡大し、「3点」の割合が縮小※。(以上、図2)

【図2】孤独の状況（間接質問）－令和4年、令和3年

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



(参考)UCLA孤独感尺度

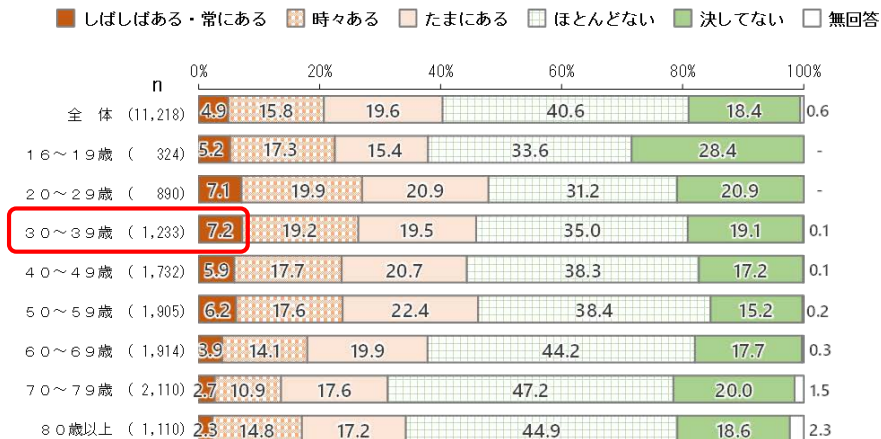
カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもの。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ4つの回答選択肢(4件法)を設定。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。

※ 令和3年調査結果との比較においては、比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ、縮小や拡大等を記載。

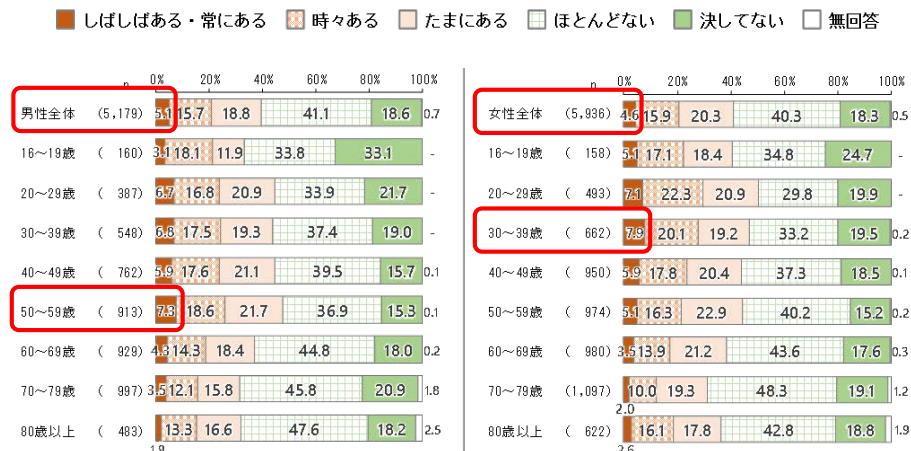
孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最も高いのは、30歳代で7.2%となっている。一方、その割合が最も低いのは、80歳以上で2.3%となっている（図3）。
- 孤独感を男女別にみると、男性が5.1%、女性が4.6%となっている。男女、年齢階級別にみると、その割合が最も高いのは、男性は50歳代で7.3%、女性は30歳代で7.9%となっている（図4）。

【図3】年齢階級別孤独感



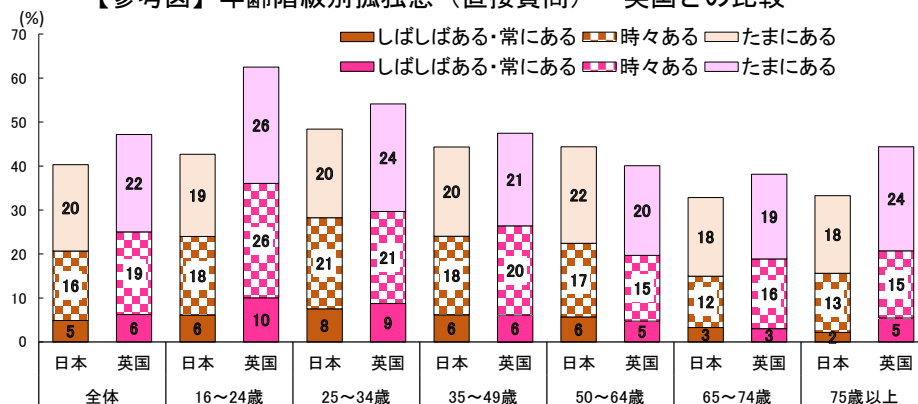
【図4】男女、年齢階級別孤独感



【参考掲載】英国政府の統計調査(Community Life Survey 2021/22)結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されている。
- 年齢階級別にみると、16～24歳の年齢階級で孤独感(直接質問)が高くなっている。

【参考図】年齢階級別孤独感(直接質問)－英国との比較

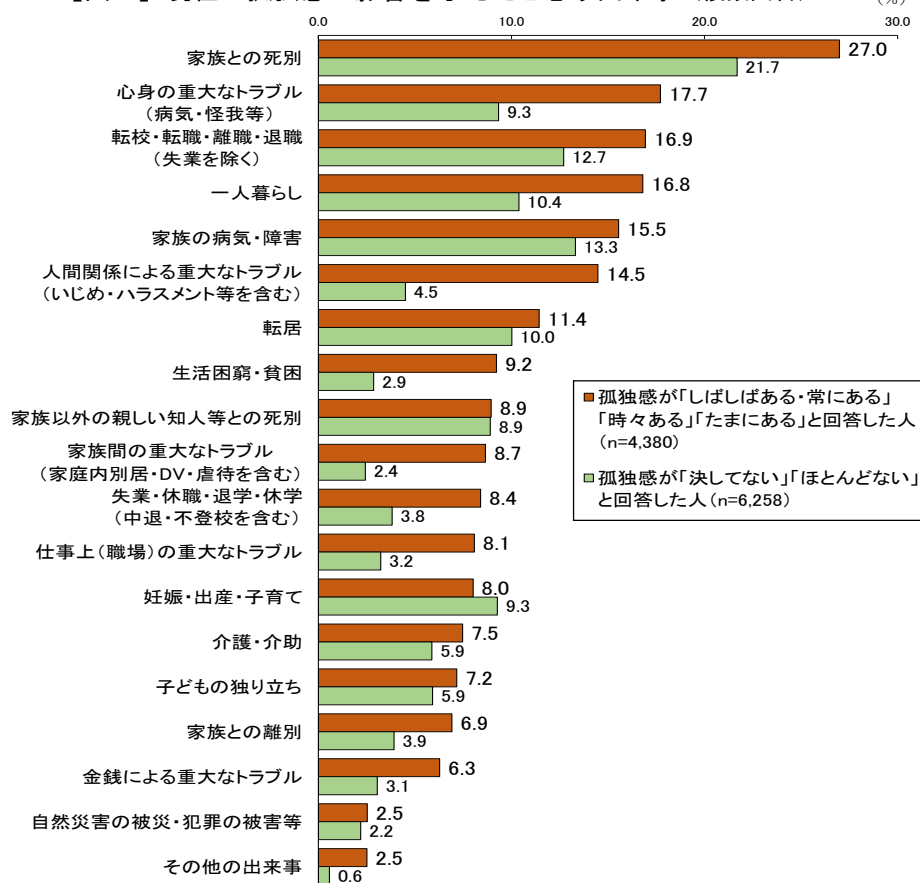


※英国との比較のため、年齢階級及び表章単位は英国の調査に合わせている。
※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独を感じる頻度が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が27.0%と最も高く、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（17.7%）、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」（16.9%）などとなっている（図5）。
- これを、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人が現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合と比べると、差が最も大きい出来事は「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」であり、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「一人暮らし」などとなっている（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



※孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の無回答(20.6%)、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の無回答(47.5%)は、グラフから省略している。

【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差（上位10項目）

順位	出来事	回答割合の差(ポイント)
1	人間関係による重大なトラブル (いじめ・ハラスメント等を含む)	10.0
2	心身の重大なトラブル (病気・怪我等)	8.4
3	一人暮らし	6.4
4	生活困窮・貧困	6.3
4	家族間の重大なトラブル (家庭内別居・DV・虐待を含む)	6.3
6	家族との死別	5.3
7	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.9
8	失業・休職・退学・休学 (中退・不登校を含む)	4.6
9	転校・転職・離職・退職 (失業を除く)	4.2
10	金銭による重大なトラブル	3.2

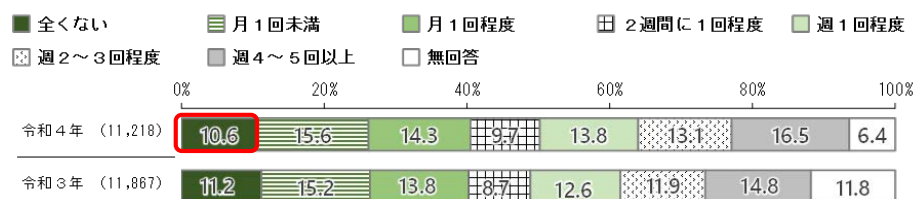
※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握。

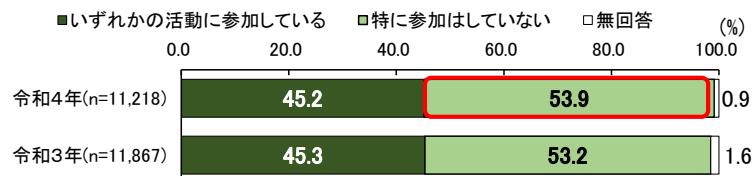
- ①家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合は10.6%となっている(図7)。

【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



- ②社会活動への参加について、特に参加はしていない人の割合が53.9%となっている(図8)。
なお、いずれかの活動に参加している人については、「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動(部活動等含む)」と回答した割合が29.1%と、最も高くなっている。

【図8】社会活動への参加状況

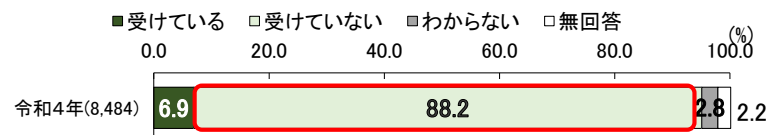


- ③行政機関・NPO等からの支援(注)について、支援を受けていない人の割合が88.2%となっている(図9)。

なお、支援を受けている人の割合については、全体では6.9%であるが、男女ともに80歳以上でその割合が最も高く、男性は14.8%、女性は18.2%となっている。

(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した8,484人を対象として尋ねている。

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況



- ④他者へのサポート意識について、まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」という人の割合が51.5%となっている(図10)。
男女ともに16~19歳でその割合が最も高く、男性は68.1%、女性は68.4%となっている。

【図10】他者へのサポート意識



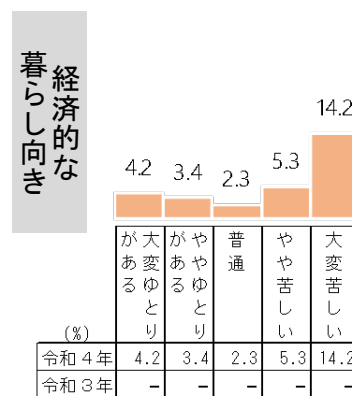
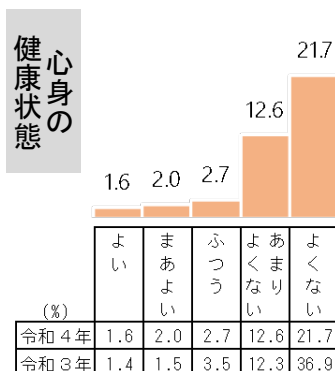
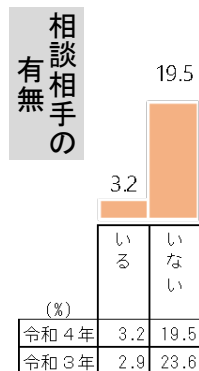
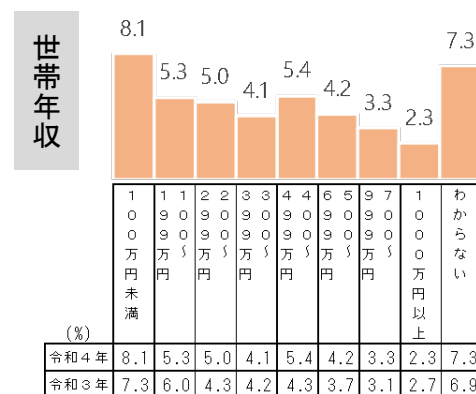
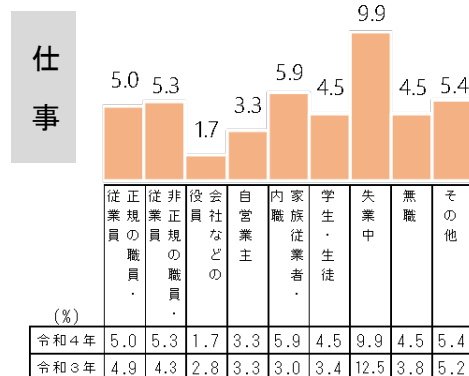
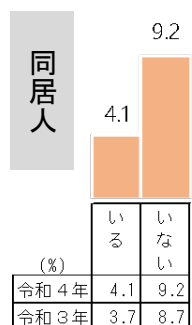
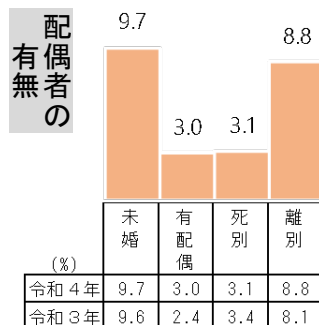
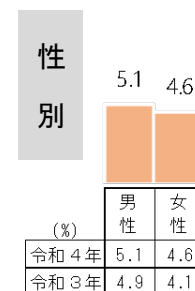
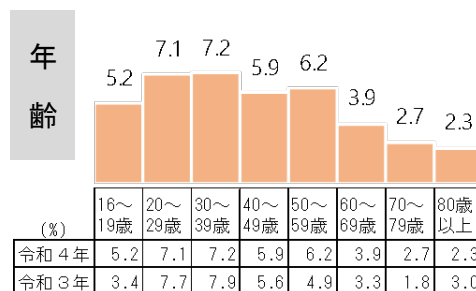
今後の取組

- 調査結果は、「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく各施策の実施や、重点計画全般に関する必要な見直しの検討に活用。
- 孤独・孤立の実態をよりの確に把握できるよう、今回の調査を踏まえた必要な見直しを行った上で、令和5年においても引き続き調査を実施。

【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.9%	4.5%
時々ある	15.8%	14.5%
たまにある	19.6%	17.4%
ほとんどない	40.6%	38.9%
決していない	18.4%	23.7%
無回答	0.6%	0.9%



※令和4年からの新設問